			※ 処理	整	理	番	号 事	移列	f 区分	管	理	番	뭉	申告区分
		令和2年4月1日以後開始事業年度分	事項		1 1 1	1 1			\mathbb{N}	1 1	1 1	1.1	1 1	
l			污	と人	番号	<u>コ</u> ,				1 1		1.1		
l	法人名		事	į.) j	美	令	和		年		月		日から
l			年	Ē	B	芝	令	和		年		月		日まで

付加価値額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額	別表 5 の 3 ⑫	1	兆	十億	百万	1	単年度損益	別表 5 ⑯	4	兆	十億	百万	Ŧ	円
純支払利子	別表5の4③	2					付加価値額	1+2+3+4	(5)					
純支払賃借料	別表5の5③	3												

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	6	兆	十億 百万 千	H.	 外国の事業に帰属する付加価値額 ⑥+⑦+⑧+⑨	10	兆 十億 百万 千 円
外国の事業に帰属する純支払利子	7				外国の事業に帰属する付加価値額の計算方 法		区分計算・従業者数按分
外国の事業に帰属する純支払賃借料	8				外国における事務所又は事業所の期末の従 業者数	11)	\(\)
外国の事業に帰属する単年度損益 別表5⑰	9				期末の総従業者数	12	

3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算

			兆 十億 百万 千 円		鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じ 🙉
林	報酬給与額	13		鉱物	て算定した報酬給与額 49
	純支払利子	14)		0	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じ て算定した純支払利子 ②6
業	純支払賃借料	15		掘採事	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じ て算定した純支払賃借料
鉱物	報酬給与額	16		業 に	生産品の収入金額又は生産品の収入 金額から買鉱価格を差し引いた金額 ②8
の掘採	純支払利子	17)		係る	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の 価額
掘採事業	純支払賃借料	18		報酬	鉱物の掘採事業に係る報酬給与額 ②×②/②
農事組	報酬給与額	19		給与額	鉱物の掘採事業に係る純支払利子 ⑥×②/② (③)
農事組合法人の行う農業	純支払利子	20		額等	鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料 ②×②/②
う農業	純支払賃借料	21)			
非課	報酬給与額 (3)+(6)+(9)	22			
非課税事業計	純支払利子 (4+17)+20	23			
業計	純支払賃借料 (5)+(8)+(2)	24)			

4. 報酬給与額等の計算

報酬給与額	①一⑥一② ③ 米 十億 百万 千	円 純支払賃借料 3-8-2 (35) ^兆 + ^億 ^{百万} 千 円
純支払利子	2-7-3	